



公益社団法人栃木県産業資源循環協会

協会だより

〒320-0043
宇都宮市桜 4-2-2 栃木県立美術館普及分館 3F
TEL 028-612-8016/FAX 028-612-8017
<http://www.tochigi-sanpai.or.jp>

vol.120
3月号

栃木県産業資源循環協会における令和4年度労働災害防止計画を策定

当協会では、昨年度の実績をもとに、「令和4年度労働災害防止計画」を策定しました。
御協力の程、よろしくお願いいたします。

1. はじめに

全国産業資源循環連合会(以下、「連合会」という。)においては令和2年度からの3年間を期間とする「産業廃棄物処理業における第2次労働災害防止計画(以下、「第2次労働災害防止計画」という。))」を策定し、令和4年に死傷災害996人、死亡災害16人を下回ることを目標に掲げている。

この目標達成に向けて、栃木県産業資源循環協会では県内の労働災害の発生状況、安全衛生活動のアンケート調査結果から、当年度に実施すべき事項を定め、会員企業が一体となり労働災害防止対策を積極的に推進し、会員企業の安全衛生水準の尚一層の底上げを図っていくものとする。

2. 目標

(1) 令和4年の死亡者数をゼロにする。

(2) 令和4年の休業4日以上の死傷者数を平成24～26年の実績平均に比して、20%以上減少させる。

(平成24～26年の平均19人→令和4年15人以下に)

3. 重点実施事項

安全衛生規程を作成している会員企業数を増加させる。

4. 令和4年度活動目標

2. の「目標」を達成するために令和4年度における活動目標を次のとおり設定する。

〈重点実施事項〉

(1) 安全衛生規程を作成又は作成を予定している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和3年度14社→令和4年度17社以上に)

(2) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和3年度55社→令和4年度66社以上)

(3) 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和3年度38社→令和4年度46社以上に)

(4) 連合会ホームページで提供している安全衛生情報を認知している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和3年度33社→令和4年度40社以上に)

(5) 法令に基づく安全衛生管理体制を構築又は構築を予定している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和3年度41社→令和4年度49社以上に)

(6) 協会が実施する安全衛生研修会の参加人数(参加予定を含む)を前年度に比して、20%以上増加させる。

(令和3年度25社(人)→令和4年度30社(人)以上に)

～協会ニュース～

- (7) 安全衛生パトロールを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。
(令和3年度 29社→令和4年度 35社以上に)
 - (8) ヒヤリ・ハット活動を実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。
(令和3年度 37社→令和4年度 44社以上に)
 - (9) リスクアセスメントを実施又は実施を予定している会員企業を前年度に比して、20%以上増加させる。
(令和3年度 25社→令和4年度 30社以上に)
5. 令和4年度活動目標を達成するための当協会における取り組み
4. (1) ～ (9) に示す「活動目標」を達成するために具体的方策は次のとおり設定する。

〈重点実施事項〉

- (1) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。
 - ① 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
 - ② 連合会ホームページで公開している「安全衛生規程作成支援ツール」を周知するとともに、説明会を開催し、使い方を説明する。
 - ③ 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」を教材とした研修会を開催し、安全衛生規程に関する理解を深める。
- (2) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。
 - ① 会報誌とメールを併用して会員企業へ周知し、回答数増加に努める。
 - ② 会員企業へ回答の協力を繰り返し依頼する。
 - ③ 研修会、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
 - ④ 委員会、青年部を通じて、調査への回答を呼びかける。
 - ⑤ 定期的に安全衛生委員会を開催し、本調査の推進を図る。
- (3) 協会が実施する安全衛生事業の認識を向上させる。
 - ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌、メール等で会員企業への情報提供を行う。
 - ② 会長が、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
 - ③ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高める。
 - ④ 理事会等を利用して、安全衛生に係る情報伝達、情報交換を実施する。
 - ⑤ 委員会および青年部において、研修会を行い、会員企業への意識向上を図る。
 - ⑥ 定期的に安全衛生委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
- (4) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールの認識を向上させる。
 - ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
 - ② ホームページに連合会安全衛生サイト (<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>) へのリンクを張る。
 - ③ 総会、理事会、委員会等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
 - ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。
- (5) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。
 - ① 理事、委員等、指導的立場にある企業の方々の構築状況を把握し、安全衛生管理体制の事例として会員企業に紹介する。
 - ② 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

～協会ニュース～

- ③ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、理事会、各種委員会において説明する。
 - ④ 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- (6) 安全衛生研修会の参加者増加を図る。
- ① 毎月発行している会報誌とメール・FAXで会員企業への周知徹底を図る。また、取り組みが遅れがちな事業者に対しては必要に応じて、理事、青年部等を通じ電話による呼びかけを行う。
 - ② 会員企業あてにチラシを同封する等、全会員企業への周知を図る。
 - ③ 行政及び排出事業者団体の窓口にはチラシを置く等、関係機関に対して、周知の協力をお願いする。
 - ④ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
 - ⑤ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。
 - ⑥ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼し、内容の充実化を図る。
- (7) 会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。
- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、理事会、各種委員会、研修会等で説明するほか、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② 会員企業から「安全衛生チェックリスト」の点数を報告してもらうことで、会員企業の意識向上を図る。
 - ③ 会員企業の中から安全衛生の専門家として選任した安全衛生促進委員が、連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」を参考に、現場安全パトロールや個別指導等、会員企業をはじめとした事業者への指導を行う。
 - ④ 適正処理自主管理パトロールに併せ、安全衛生パトロールを実施する。
 - ⑤ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。
 - ⑥ 各企業のトップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。
- (8) 会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。
- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用方法について、理事会、各種委員会で説明するほか、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
 - ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」
(<https://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
 - ③ 会員企業等から「ヒヤリ・ハット事例」を収集し、それを広く情報提供する。
- (9) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。
- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル及び連合会が作成した講義用パワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会を継続的に実施する。
 - ② 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として情報提供する。
 - ③ ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
 - 厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」
(https://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html)
 - 連合会 安全衛生サイト
(<https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety>)

【青年部活動】

第4回全体会をWeb会議にて開催

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2月18日(金)にWeb会議において第4回全体会が開催され、五月女部長をはじめ13名が出席し、諸課題について協議しました。

全体会は、今後の青年部事業活動等について協議したほか、各青年部員が事業の状況や業務で困っていることについて意見交換を行いました。また、安全衛生管理の取り組みとして、上部団体である全国産業資源循環連合会が、産業廃棄物処理業における災害廃棄物の減少を図るための基盤整備事業の一環として作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」について、画面共有をしながら五月女部長から説明がありました。



【青年部員】

令和4年度 許可申請等に関する講習会について

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施している令和4年度許可申請等に関する講習会は、令和3年度に引き続き、事前にパソコンで講義ビデオを視聴して受講し、会場で試験を受ける2段階形式のオンライン型講習会となります。(対面型講習会の開催については、現在のところ未定)

なお、試験日程の公表及び受付の開始予定は、次のとおりです。

1. 開催日程公表日 令和4年3月22日(火) 9:00
来年度は試験開始時期が5月末であるため、4月～5月の日程の先行公表は行いません。
2. 受付開始日時 令和4年4月1日(金) 9:00
申込方法は、日本産業廃棄物処理振興センターのホームページからWeb申込のみです。

○令和4年度より講習会の受講料が次のとおり変更になります。(税込)

講習会課程名		変更前	変更後
新規	産業廃棄物の収集・運搬課程	30,500円	25,300円
	産業廃棄物の処分課程	48,700円	39,600円
	産業廃棄物の収集・運搬課程と処分課程の同時受講	68,100円	57,200円
	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	46,600円	37,400円
	特別管理産業廃棄物の処分課程	68,800円	56,100円
	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程と処分課程の同時受講	98,900円	83,600円
更新	収集・運搬課程	19,900円	16,500円
	処分課程	25,200円	20,900円
	収集・運搬課程と処分課程の同時受講	38,800円	33,000円
特責	特管責任者講習会	13,800円	13,200円
	医療関係機関等を対象にした特管責任者講習会	13,800円	13,200円
PCB	PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会	12,200円	12,100円

～会社訪問～

《会社訪問》

今回も、青年部から齊藤部員の**有限会社社那須クリーン**と長濱部員の**有限会社クリーンeco**を訪問しました。

1 会社概要

会社名：有限会社那須クリーン 代表取締役 齊藤 悦雄

住 所：栃木県那須塩原市石林 692

TEL 0287-36-1191 FAX 0287-36-9459 ホームページ <https://nasuclean.com>

創 業：昭和 47 年 4 月 従業員 27 人

2 許可の取得状況

【産業廃棄物処理業】

栃木県許可番号 00900040763, 埼玉県許可番号 01100040763

- ・汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、廃酸（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

【一般廃棄物処理業】

- ・那須塩原市、大田原市、矢板市、さくら市

《主な認定・認証取得》

- ・ISO14001 認証取得

3 施設概要

弊社は主に、事業系一般廃棄物及び個人から排出される粗大ごみの回収をメインに、また古紙、金属、ペットボトルや発泡スチロール（トレイ）などのリサイクルを行っています。そのつながりで、企業や工場より産業廃棄物処理の依頼もあり、収集運搬業も行っております。

車両は、塵芥車・コンテナ専用車・大型トラック・ユニック車等です。



人と自然が素敵に調和する豊かな環境と美化づくりに奉仕する



4 会社からひと言

弊社が那須塩原市（旧西那須野町）で起業して間もなく半世紀を迎えようとしております。廃棄物をめぐる環境は一変し、顧客のニーズも多種多様化しており、その対応も様々です。今後も社会の変化に対応しながら、地域に必要とされる企業となるよう、引き続き環境美化づくりに邁進して行きます。

～会社訪問～

1 会社概要

会社名：有限会社クリーン eco 代表取締役 長濱 貴規

住 所：栃木県小山市間々田 780-11

TEL 0285-37-6511 FAX 0285-37-6512 ホームページ <https://cleaneco.jp>

創 業：平成 16 年 12 月 従業員 40 人

2 許可の取得状況

【産業廃棄物収集運搬業】

栃木県許可番号 00900149611, 茨城県許可番号 00801149611

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

【一般廃棄物収集運搬業】

小山市指令環第 1－4 号, 野木町野生第 1 6 4 号

3 施設概要

従業員数、パート・アルバイトを含め、約 40 名の一般廃棄物収集運搬・産業廃棄物収集運搬業の会社です。小山市・野木町からの委託を受けて一般廃棄物収集運搬の業務がメインとなります。その他に小山広域南部清掃センター内で容器プラスチック包装の分別、生ごみ施設の管理などを委託されています。



4 会社からひと言

有限会社クリーン eco は、一般廃棄物収集運搬が主な事業です。産業廃棄物収集運搬はまだまだ事業とは呼べるところまで来ていません。しかし、栃木県南地域の環境衛生の向上やお客様のニーズに応えられるように日々事業の構築を重ねております。水道や電気などのライフラインと同じように廃棄物も必要なライフラインの一つです。地域の方が廃棄物の分別とリサイクルに対して分かりやすく、困らない関係性を築いていきたいと思っております。最近では産廃系の問い合わせも多くなり、少しずつではありますが産業廃棄物収集運搬業も広げていければと考えています。

まだまだ分からないことも多いですが、産業資源循環協会の皆様に教わりながら一緒に栃木の環境衛生を向上させていきたいです。

《会社のPRをしませんか》

「会社訪問」のページに掲載していただける会員の方を募集しております。情報発信のツールとして、御活用ください。詳細につきましては、協会まで御連絡ください。TEL028-612-8016

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



廃棄物の処理を検討するにあたり、避けて通れないのは処理施設です。
処理業者さんはもちろんのことながら、自分では処理していないという排出事業者さんでも、自分の廃棄物がどのように、そして適正に処理されているか、処理することが出来るのか、を確認するためにも処理施設の知識は必要です。
では、先月の宿題から。

宿題Q、次のうち、産業廃棄物処理施設として設置許可が必要な施設はどれか。

- (1) 廃プラスチック類の熔融施設、処理能力 10t/日
- (2) 動植物性残さの堆肥化施設、処理能力 10t/日
- (3) 汚泥の乾燥施設、処理能力 120t/日
- (4) ガラスくずの破碎施設、処理能力 12t/日
- (5) 動植物性残さの乾燥施設、処理能力 150t/日

【解説】

法第 15 条第 1 項を受け、政令第 7 条で設置許可が必要となる産業廃棄物処理施設を規定している。

この規定の仕方は処理対象となる産業廃棄物の種類とその処理の方法、処理施設の処理能力で定めていることから、このうちどれかが対象外であれば、産業廃棄物を処理する施設であっても、設置にあたり許可は不要である。ただし、第三者の産業廃棄物を処理するときは第 14 条の処理業の許可は必要であるので、注意が必要である。

(3)を除いては、許可対象外となる要因である「産業廃棄物の種類」「処理の方法」「処理能力」のどれかに該当している。

正解 (3)

これも暗記問題と言えはそれまでですが、闇雲に暗記するのは得策ではありません。

まず、動植物性残さ、ガラスくずを対象とした(設置許可の必要な)産業廃棄物処理施設はありません。

また、処理方法を「熔融」としている施設はアスベスト廃棄物(廃石綿等、石綿含有産業廃棄物)しかありません。

このような特徴的なことを覚えておくと、能力の数値は覚えていなかったとしても、正解は (3) しかないとわかります。

もう一つ処理施設の問題を。

～廃棄物処理問題～

Q、次のうち、産業廃棄物処理施設として設置許可が必要な施設はどれか。

- (1) 廃プラスチック類の破碎施設、処理能力 3t/日
- (2) 木くずの破碎施設、処理能力 4t/日
- (3) がれきの破碎施設、処理能力 3t/日
- (4) 管理型最終処分場、面積 970 m²
- (5) 廃酸の中和施設、処理能力 10 m³/日

【解説】

(4)を除き、いずれも「産業廃棄物の種類とその処理の方法」では該当になる処理施設であるが、処理能力が規定よりも小さいことから設置許可の対象とはならない。

(4)の管理型最終処分場は、平成9年の政令改正までは、いわゆる「裾切り規制」があり、1,000 m²未満は設置許可の対象外としていたが、この政令改正により「裾切り規制」を撤廃したことにより、それ以降はいくら小さな管理型最終処分場でも設置許可の対象となった。

正解 (4)

この問題も暗記問題と言えればそれまでですが、解説にあるとおり、現在では最終処分場はいくら小さい施設であっても設置許可の対象となります。
このことを知っていれば、正解は(4)とすぐにわかります。
では、宿題としてちょっと視点を変えた問題を。



宿題Q

最終処分場の設置に関する記述として、正しいものはどれか。

- (1) 処理業者が最終処分場を設置する場合は設置許可が必要だが、排出事業者が自社の産業廃棄物だけを処分するための最終処分場を設置する場合の設置許可は不要である。
- (2) 処理業許可と処理施設設置許可は別制度であることから、自社処理のための最終処分場でも設置に当たっては設置許可が必要である。
- (3) 市町村が一般廃棄物の最終処分場を設置する場合も設置許可は必要である。
- (4) 産業廃棄物の廃プラスチック類破碎施設を設置する場合は設置許可が必要であるが、最終処分場の設置には許可は不要である。
- (5) 産業廃棄物の最終処分場については都道府県知事、一般廃棄物の最終処分場については市町村長の設置許可が必要である。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。

BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 プロフィール

山形県山形県技術吏員として入庁。廃棄物処理法、浄化槽等を29年間担当。廃棄物に関する豊富な知識と経験を生かし、BUN環境課題研修事務所を開設、今日に至る。

主な著書：「土日で入門 廃棄物処理法」、「どうなってるの？廃棄物処理法」、「ここまでわかる！廃棄物処理法問題集」、「廃棄物処理法の重要通知と法令対応」など



佐藤泉法律事務所

LAW OFFICE OF IZUMI SATO

代表者：弁護士 佐藤 泉

〒104 - 0061 東京都中央区銀座1丁目16-6 鈴常ビル4階

TEL03-5250-1808 FAX03-5250-1807 <http://satoizumilaw.com>

Column

—— コラム ——

○国立公園内の太陽光発電施設の審査基準等パブリックコメント開始

2022年2月4日、環境省は「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法通知の改正案」及び「国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（案）」に対するパブリックコメント募集を開始しました。

国立・国定公園内での大規模太陽光発電については、2015年に許可基準が定められています。しかしこの基準が不明確であることから混乱が生じていたため、今回解釈通知およびガイドラインを作成し、審査基準を明確化したものです。自然エネルギーの活用は重要です。しかし国立公園内に大規模な太陽光発電があることは、自然への影響及び景観の侵害などが懸念され、難しい問題だと思います。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195210079&Mode=0>
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000230899>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年2月21日掲載）

○国立公園事業の譲渡承継の承認に係る審査基準（案）パブリックコメント開始

環境省は2022年2月4日、国立公園事業の譲渡承継の承認に係る審査基準についてパブリックコメントを開始しました。

2021年の自然公園法改正により、国立公園事業の譲渡・地位承継が可能となりました。これは、民間が主体となり、国立公園・国定公園の自然を保護しつつ保養・観光目的の利用を活性化させるためのものです。すでに2019年の規制緩和により、国立公園内に分譲型のマンションも建築可能になっています。今回の改正はこれをさらに一歩進めたものです。民間の参入には自然破壊の危惧もありますが、自然の魅力を引き出す可能性も高いでしょう。今後、国立公園がどのように変化していくか、注目されます。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195210078&Mode=0>
<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000230571>

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年2月14日掲載）

○蓄電池のサステナビリティに関する研究会スタート

2022年1月21日、経済産業省主催による「蓄電池のサステナビリティに関する研究会」第1回が開かれました。

電気自動車や再生可能エネルギー普及において、蓄電池は不可欠な要素です。蓄電池にはリチウムやコバルトなどの希少金属が含まれており、資源の確保が必要です。また、不適正な処理が行われれば、火災等のリスクもあります。産業界を支える蓄電池を、どのように製造し、流通させ、資源循環するか。規制だけではなく、パートナーシップによる信頼構築が重要なカギになると思います。

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/green_transformation/001.html

（佐藤泉法律事務所ホームページ 令和4年2月7日掲載）

～相談事例～

- こんな時、どうするの？
- 1 グランピングから出る灰
 - 2 地下浸透層にたまった汚泥は一廃か



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(照会 1)

グランピングを半年間(冬場)管理して、夏場は別の会社が管理する会社から相談がありました。グランピングでバーベキューをやった時に出る灰は、産業廃棄物か一般廃棄物か。他県では、一般廃棄物という県もあれば産業廃棄物という県もあります。栃木県はどちらに該当させていますか。量的には、1ヶ月で45リットルの袋2個程度です。

(回答 1)

産業廃棄物か一般廃棄物に該当するかは、排出期間や量で決まるものではありません。グランピング場を管理している方が排出者となるのであれば、グランピング場の提供を事業活動としていますので、産業廃棄物に該当すると思われます。グランピングを利用した人に持ち帰りを義務付けるとすれば、持ち帰った灰は一般廃棄物に該当すると思いますが、そんな面倒なことを義務付けるとグランピングする人は来なくなるでしょうから、前者のケースしかないと思います。従って、産業廃棄物に該当すると思います。

(照会 2)

一般住宅で放流先がない場合、浄化槽の排水を地下浸透させていますが、地下浸透槽を清掃したときに出る汚泥は、一般廃棄物になりますか、それとも産業廃棄物になりますか。また、一般住宅で、単独浄化槽を設置している場合に、生活雑排水のみをグリストラップで処理している場合があります。グリストラップを清掃して出た汚泥は、一般廃棄物になりますか、それとも産業廃棄物になりますか。

(回答 2)

浄化槽からの排水を地下浸透させることにより発生する汚泥は、一般廃棄物に該当すると思います。また、単独浄化槽を設置し、生活雑排水を処理するために設置したグリストラップを清掃したときに発生する汚泥は、一般住宅のケースなので、一般廃棄物で問題ないと思います。なお、栃木県の場合、廃棄物処理法の定義は、産業廃棄物以外が一般廃棄物に該当しますので、県または宇都宮市が産業廃棄物に該当するか判断することになります。今回のような場合は、それぞれ県または宇都宮市に確認することをお奨めします。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。(3月10日現在、12件契約)

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認(契約内容に漏れがないか等)。
- マニフェスト等の確認(適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等)。
- 処分状況の確認(処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認)。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。(当協会の正会員及び賛助会員は5万円)
- ※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

PCBが含まれているか分からない安定器をお持ちでは？

令和4年2月
中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）
PCB処理営業部

安定器掘り起こし調査へのJESCOによる協力について

蛍光灯や水銀灯等の照明器具に内蔵されている安定器の一部に有害物質であるPCB（ポリ塩化ビフェニル）が使われていたものがあります。当該安定器は昭和47年8月に製造が禁止されましたが、現在使用中の照明器具の一部にも昭和47年8月以前に製造されたものがあり、それらからPCBが使われている安定器が見つかっております。

これまで、環境省、所管自治体からの依頼で「高濃度PCB廃棄物を所有していないか」についての調査（掘り起こし調査）にご対応されていることと存じますが、「調査は実施したものの、十分かどうかの確信を持ってない」等でご心配の企業さまはございませんか。

弊社は国等の委託を受け福島県内の除染で発生した土壌等の中間貯蔵事業とPCB廃棄物の処理事業を行っております特殊会社で、「安定器掘り起こし調査 協力事業」（詳細は下記ご参照）を行っております。

掘り起こし調査には弊社が無償で協力いたします。同調査協力事業をご希望される企業さまは本文末尾に記載しました弊社担当までご連絡をお願いいたします。なお、ご協力させていただく件数には限りがありますので、ご希望され、かつ下記前提に適合された企業さまのうち、PCBが使われた安定器が見つかる可能性が高い企業さまを選定し、現地調査をさせていただく計画です。

ご不明点やご質問等がございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

■「安定器掘り起こし調査 協力事業」の概要

○実施期間

令和4年5月～12月程度

※協力させていただく企業さまは令和4年3月ごろを目途に決定したいと考えております。

○協力させていただく対象の企業さまについて

下記の事項のすべてに適合することが前提となります。

- ・安定器の掘り起こし調査が未実施または不十分な企業さま
- ・竣工年月が昭和47年8月以前で、かつ昭和47年9月以降に照明器具全体の更新を行っていない建屋を所有している企業さま
- ・事前のご相談段階で、調査対象となる照明器具の外観、ラベル等の写真を提供していただける企業さま（写真撮影の詳細については別途ご相談させていただきます）

この前提に適合された企業さまのうち、PCBが使われた安定器が見つかる可能性が高いと思われる企業さまを選定し、現地調査をさせていただく計画です。

○申込期限

令和4年3月上旬までにご連絡をお願いいたします。

○その他

- ・基本的には照明器具に内蔵されている安定器が調査対象となりますが、同一箇所で使用・保管中のトランス、コンデンサーの確認をご希望される場合もできる限り対応させていただきます。
- ・全て無償で対応させていただきます。

以上

【JESCO 担当者】

PCB処理営業部 営業企画課
柴崎（しばざき）／岸田（きしだ）

○メールアドレス

shiengyoumu@jesconet.co.jp

○電話：03-5765-1946



不法投棄は 犯罪です!!

不法投棄をした場合、
5年以下の懲役若しくは1000万円（法人の場合は3億円）以下の罰金又はその併科に処せられます。

不法投棄を発見したときや、
そのおそれがあると感じたときは、
『不法投棄110番』に連絡
してください!!

110番



インターネット上の
通報フォームから
情報提供することもできます。

栃木県 不法投棄110番

検索

不法投棄110番

所管事務所	電話番号	管轄市町
県西環境森林事務所	TEL 0288(23)1000	鹿沼市 日光市
県東環境森林事務所	TEL 0285(81)9002	真岡市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
県北環境森林事務所	TEL 0287(22)2277	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
県南環境森林事務所	TEL 0283(23)4445	足利市 佐野市
小山環境管理事務所	TEL 0285(22)4309	栃木市 小山市 下野市 壬生町 野木町

【QRコード】
スマートフォン



宇都宮市内の事案は、宇都宮市廃棄物対策課 TEL 028(632)2929へ連絡してください。

■ 廃棄物は適正に処理しましょう！！

家庭から
出る廃棄物
は…

家庭から出る生活ゴミなどは、**一般廃棄物**として各市町が処理します。
お住まいの市町が定めるルールに従って適正に処理してください。

正しく分別!!



事業所から
出る廃棄物
は…

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、法令で定められた20種類のことを**産業廃棄物**といいます。産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理するか、産業廃棄物処理業の許可を持つ処理業者に委託して処理しなければなりません。

産業廃棄物の処理を委託する場合、**書面による契約の締結**及び**産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付**が義務づけられています。

また、事業活動に伴って排出される廃棄物で、産業廃棄物でないものは、**事業系一般廃棄物**として処理する必要があります。一般廃棄物処理業の許可業者に委託するなど、各市町の定めるルールに従って、適正に処理してください。

一般廃棄物は、市町村に処理責任があり、市町村からの委託や一般廃棄物処理業の許可を受けていない業者が一般廃棄物の処理を行うことはできません。

無許可業者に廃棄物を引き渡すことは、**不法投棄**や**不適正処理**につながります。また、処理代金として**高額な費用を請求**されトラブルとなるケースもあります。

ご家庭から出る廃棄物の処理に、無許可業者を利用することは絶対にやめましょう。

また、産業廃棄物の処理を他者に委託する場合は、産業廃棄物処理業の許可業者であることを必ず確認してください。

無許可業者に委託した場合、排出事業者も廃棄物処理法違反で罰せられることがあります。
（罰則：5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科）



家電リサイクル法

テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目を処分する場合は、**家電リサイクル法**で定められたルートで正しくリサイクルしましょう。

以下のような方法があります↓

- 買い替えと同時に、小売店に引き取りを依頼する
- 処分する家電を過去に購入した小売店に引き取りを依頼する
- 郵便局にある家電リサイクル券を利用して、指定引取場所に直接持ち込む
（処分方法がわからない場合は、お住まいの市町にお問合せください。）

※家電を小売店に引き渡す際には、収集運搬料金とリサイクル料金を、指定引取場所に直接持ち込む際にはリサイクル料金を支払う必要があります。

小型家電リサイクル法

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電（家電4品目を除く。）のリサイクルを促進するため、「**小型家電リサイクル法**」が平成25年4月から施行されました。

ご家庭から出る使用済み小型家電は、各市町が収集し、国の認定を受けた認定事業者によってリサイクルされますので、分別収集にご協力ください。

（各市町によって制度の導入状況や回収方法が異なりますので、詳しくはお住まいの市町にご確認ください。）

リサイクルに
協力を!!



また、事業所から排出される小型家電も対象となりますので、処分の際には、認定事業者へ引き渡すようご協力ください。

（認定事業者へ引き渡す場合であっても、委託契約の締結やマニフェストの交付が必要となりますのでご注意ください。）

令和4(2022)年2月

栃木県気候変動

適応
センター

通信
18号

気候変動対策はビジネスチャンス!

令和3(2021)年12月16日に「気候変動対策連携フォーラム」第2回セミナーを開催しました。《ものづくり県・栃木》の強みを活かした「気候変動対策ビジネス」創出のヒントを探る場、フォーラム参加者間の連携・交流の場となりました。



講演

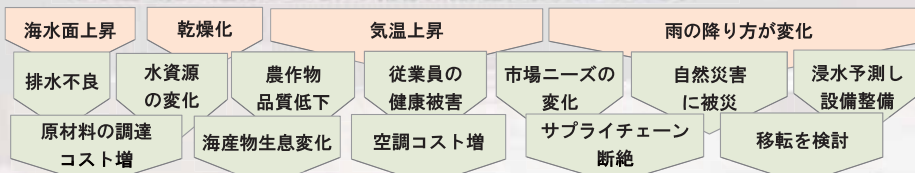
気候変動影響と気候変動対策ビジネスについて

国立環境研究所 気候変動適応センター
気候変動適応戦略研究室 主任研究員 岡 和孝氏

気候変動影響への適応を
ビジネスチャンスに
してほしいまる♪

◆迫りくる気候変動 ～企業への影響は?～

地球温暖化の進行とともに気候変動影響は拡大している。



気候変動影響は、企業の持続可能性を左右する

◆守りの適応策(気候リスク管理)と 攻めの適応策(適応ビジネス)の両面を進めよう!

自社事業が気候変動から受ける影響を低減させる取り組み「気候リスク管理」から一歩踏み出し、他者の適応を促進するための製品やサービスを展開する取り組み「適応ビジネス」が広がりつつある。

気候変動適応センターは事業者の適応を支援!
くわしく知りたい方はこちら↓

A-PLAT 検索

紹介事例③

集中豪雨による氾濫から 生活を守る浸水防止用製品

極端な降雨量、急激に上昇する河川水位に対応するにはスピードが重要。シニア世代や女性一人でも簡単に設置できる浸水防止製品の開発・製造販売により、減災に向けた自助の取り組みを支援。



誰でも簡単に設置できる浸水防止設備

文化シャッター (株)

紹介事例①

自然熱・排熱等を活用した エネルギーシステムの設計施工

活用されていない「身近にある様々な熱」を冷暖房等に利用するシステムを設計施工。半地下式農業ハウスでは、大谷石と水を使って暑さ対策を行いいちごの周年栽培を実現。

冷温水配管



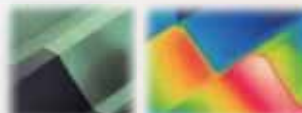
輻射熱・気化熱発生装置 (大谷石)

クラフトワーク (株)

紹介事例②

遮熱材の開発・製造販売

自社開発の遮熱材(0.1mmからのアルミシート)は、様々なものへの直貼りで熱を遮断。屋根、外壁、ダクト等への施工で暑さ対策・熱中症対策ができ、保温効果で省エネルギーにも。



屋根に貼るだけで温度差 40℃

適応と緩和の両面から
気候変動への取り組み
を後押し。

日本遮熱 (株)

栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

その他、気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)



栃木県気候変動

適応
センター

通信
19

令和4(2022)年3月

大田原高校の生徒による 気候変動研究

成果発表

栃木県気候変動適応センターでは、環境省から受託している事業の一環として、将来を担う高校生が自らテーマを決めて取り組む「気候変動適応に関連する研究」を支援してきました。

昨年度から進めてきた研究の成果についての中間発表会が開催されました。

月
日
日直



**気候変動影響は、私たちの身近で起きている！
気候変動への適応を、地域ですすめよう！**

気候変動による影響は、地域の気候や地形、社会状況などによって異なるため、地域レベルでの細やかな適応策が必要になります。これからの時代を担う高校生が、気候変動問題を自らの課題として考え、地域の情報を収集するなどして、若者の視点で研究を進めました。

発表会では、生徒、保護者、県内高校の生徒や関係者等、たくさんの方々に対し **★気候変動影響は 身近で起きている みんなの課題！★**と発信しました。

地域の機関と連携した活動につながる研究もあり、高校生の研究を始点に、気候変動適応の理解や取組が、地域へと広がることが期待されます。



栃木
大田原高校

～ 各グループの研究テーマ ～

ポスターを
作って
発表した
まる♪♪



熱中症をおこしやすい条件とその予防



ワインが直面する課題と北海道の「可能性」



高齢者への熱中症予防の啓発



地球温暖化への切り札「イシクラゲ」



家庭用バイオリアクターの開発



節電の現状



栃木県気候変動適応センター【事務局：栃木県環境森林部気候変動対策課 ☎028-623-3187】

その他、気候変動とその影響、気候変動影響による被害を回避・軽減するための適応策に関する情報はセンターHPを御覧ください (<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/tochi-tekiou.html>)



新型コロナワクチンの追加接種促進について

新型コロナワクチンの効果については、2回目接種後において、すべての年代で感染予防効果が経時的に低下すること、また、高齢者の方々については重症化予防効果も経時的に低下する可能性を示唆する報告がされております。

今般の新型コロナウイルス感染症の急速な拡大の中、事業所、学校や社会福祉施設等においてクラスターが多発しており、可能な限り速やかに新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種（3回目接種）を実施することが重要となっていることから、栃木県では、各市町の接種体制を補完するため、とちぎワクチン接種センターを県内4か所に設置し、ワクチン接種の促進を図っているところです。

つきましては、貴所属の方々が円滑にワクチン接種を受けられるよう、県営接種会場におけるワクチン接種について周知していただくなど、特段の御配慮をお願いいたします。

また、県営接種会場において、会社単位で予約を希望する場合は、予約枠を確保します。

【とちぎワクチン接種センター（県営接種会場）】

- ・ 栃木県民の方であれば、どの県営接種会場でも接種が可能です
- ・ 2回目接種から6か月以上経過すれば3回目接種が可能です
- ・ 2回目接種から6か月以上経過しているが接種券が届いていない方で、県営接種会場での3回目接種を希望する方は、お住まいの市町にお問い合わせいただければ、優先発行ができます
- ・ 会場 ① とちぎ健康の森（宇都宮市）
② 矢板市文化会館（矢板市）
③ ロブレ（小山市）
④ ビバモール足利堀込（足利市）

【会社単位での予約】

会社単位で予約を希望する場合は、予約枠を確保します。

希望する場合は「別紙2」を下記の各提出期限までに送付してください。各会社からの希望数等を取りまとめ、接種日時の割り振りをさせていただきます。

希望多数の場合は、ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

接種日時の割り振りについてお知らせ後に接種希望者報告書（別紙3）を提出していただきますが、期間が短いため、作成に必要な事項（接種者の接種券番号、生年月日、住所地、2回目の接種日）を事前に確認するなどあらかじめ作成準備をお願いします。

[予約スケジュール]	接種日	3月18～27日	4月2～17日	4月22～30日
① 別紙2 予約希望者数を県に報告		3月10日	3月22日	4月8日
② 県で、接種日時、人数の割り振りを行い、接種者リスト（別紙3）の作成を依頼		3月11日	3月24日	4月12日
③ 接種会場、接種日、接種時間毎の接種者リスト（別紙3）提出期限		3月16日12時	3月29日	4月18日

栃木県

新型コロナワクチン 追加（3回目）接種をご検討ください

あなたと、あなたの大切な人を守るため、
ワクチン接種をご検討ください。



栃木県民なら
どなたでも、下記の
4会場で接種できる
まるー！（要予約）

- ・ 2回目のワクチン接種から6ヶ月以上経過した18歳以上の方が対象です。
- ・ 接種券、本人確認書類、1・2回目の接種日が確認できる書類をお持ちください。
- ・ 交互接種（1・2回目と異なるワクチンの接種）であっても、副反応の安全性は許容されること、抗体価が十分上昇することが報告されています。

出典：厚生労働省ホームページ

県営接種会場では、追加（3回目）接種を行っています

使用するワクチンは、武田／モデルナ社のワクチンです

会場：とちぎ健康の森

所在地：宇都宮市



会場：矢板市文化会館

所在地：矢板市



会場：ロブレ

所在地：小山市



会場：ビバモール足利堀込

所在地：足利市



予約は、Web、LINEもしくは電話からできます。



栃木県ワクチン接種会場コールセンター
☎ 0570-003-234

お金のはなし（第7回 株・債券・REIT(不動産投資信託)の特徴)

【3つの資産の特徴を簡単に説明できることが大切です】

日本で約 6,000 本もある投資信託ですが、ほとんどのものの中身は「 $3 \times 3 = 9$ のマス」で捉えることができます。投資対象は株式・債券・REIT（リート）の 3 つで、それぞれに国内と海外先進国と海外新興国の 3 つが挙げられます。

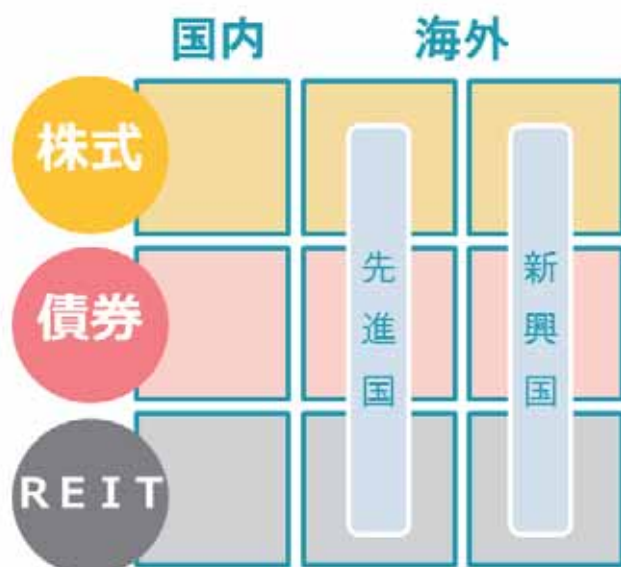
株式はいわゆる取引所に「上場」（じょうじょう）しているものが対象で、未公開株は組み入れることができません。

株式と債券と REIT はそれぞれ「エンジン役」「クッション役」「ニューフェイス」と位置付けると分かりやすくなります。

●3 資産それぞれに異なる性質

株式＝資産運用のエンジン役

- 日々の値動きは大きいですが、時間をかければ大きな上昇が期待できると考えて保有する資産。
- 値上がり益がメインだが、配当も収益源。



債券＝資産運用のクッション役

- 定期的な利子収入をメインの目的として保有する資産。
- 満期までの間には、債券価格が下落することもあるが、株式よりは一般的に値動きが小さい。

REIT＝（比較的）ニューフェイス

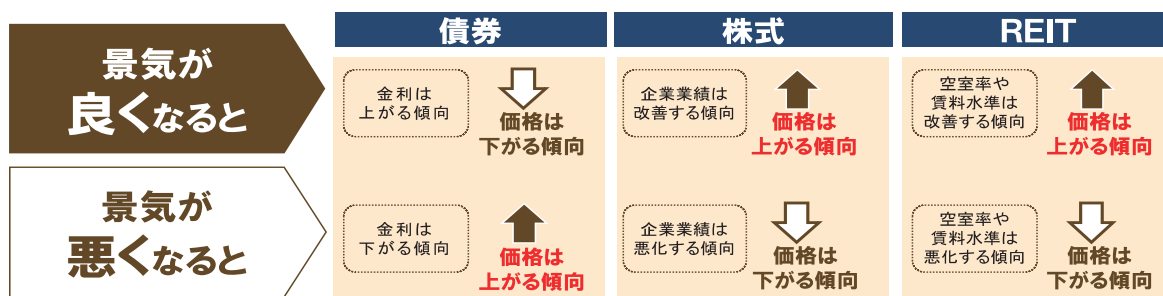
- 主に不動産賃貸を行なう法人が REIT。
- 株式の配当金にあたるものが比較的高く、株式と債券の中間の性質ともいえる。
- 一方、REIT 価格は株式並みに大きく動く。

株価はその企業の業績を反映して動くことが多いため、景気と連動する資産と言え、不動産賃貸に特化した法人の株式と言える REIT（リート）も、不動産市況が好況な時に上がる傾向にあります。

逆に、**債券は不景気の時に価値の上がりやすい投資資産**です。景気が悪くなり株式などが下がりそうな時に、世界中の投資資金が債券に向かうから、というのが理由のひとつです。もうひとつは、債券の価格というものが「世の中の金利」との相対感によって決まるからです。

～お金のはなし（足利銀行）～

●3 資産と景気との関係性



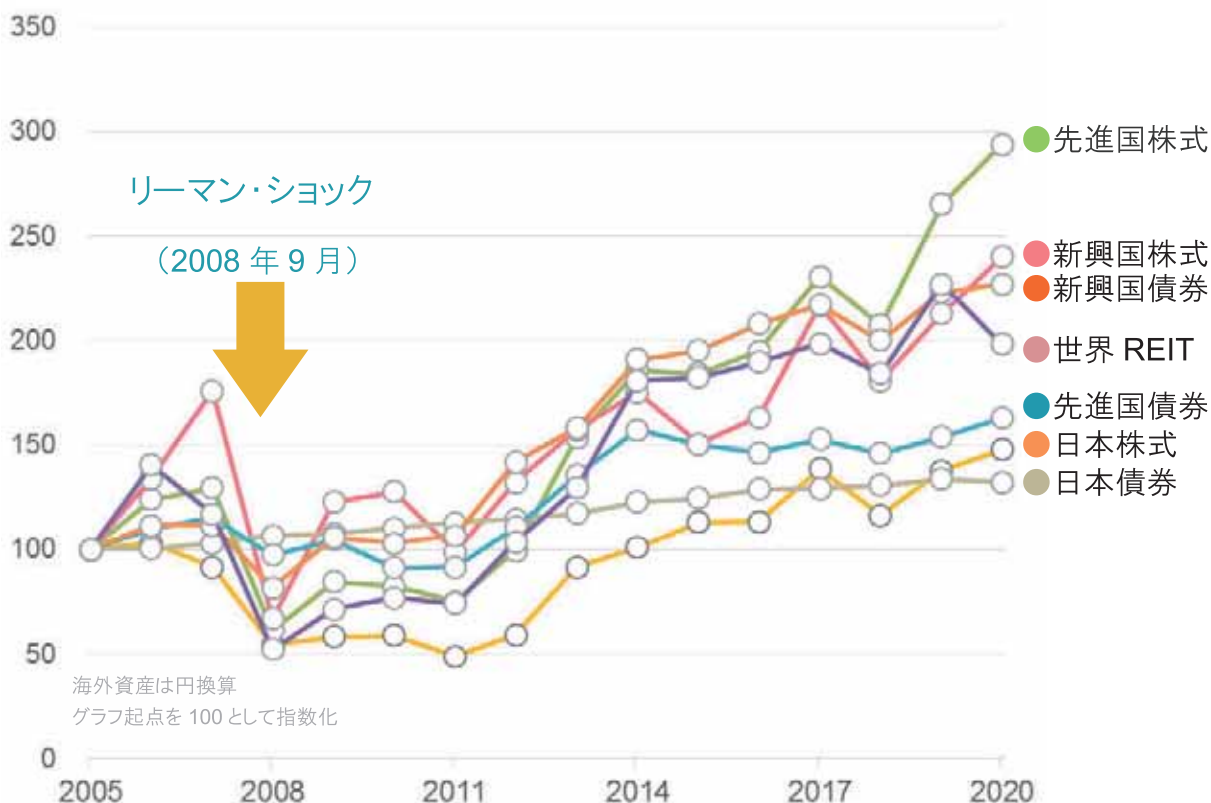
一般的な債券は利息が固定されているため、過去に発行された例えば 5%の利息の債券は、その後世の中の金利が 1%にでもなったら「お宝」になります。すると、満期に 100 万円で返ってくる債券なのに 110 万円でも買いたいという投資家が現れます。このようにして、世の中の金利が下がると、昔からある債券の価格が上がるのです。

不景気の時はお金の需要が減ったり、政府が景気刺激のためにお金を借りやすくするため、低金利へと誘導を行ったりして金利が下がりがちになります。そして金利が下がると債券の価格は上がることになります。だから「不景気に強い債券」なのです。

【株と債券とREITの過去の動きはどうだったのか】

各資産の過去の値動きを調べると、以下のようなグラフになります。まず、リーマン・ショックの時の下がり方には改めて驚きます。しかしそこで売らずに「踏ん張り」、長く持てた人は今、先進国株式で約 3 倍と、預貯金では決して得られなかった収益を手にしています。また、意外と皆似たような動きですが、それでも債券に比べて変動の大きかった株式の方が、「成果」が大きいことが分かります。そして、その成果の大きさは、やはり長期で臨んだからこそ、ということも分かります。

●主要資産のこれまでの値動き



～お金のはなし（足利銀行）～

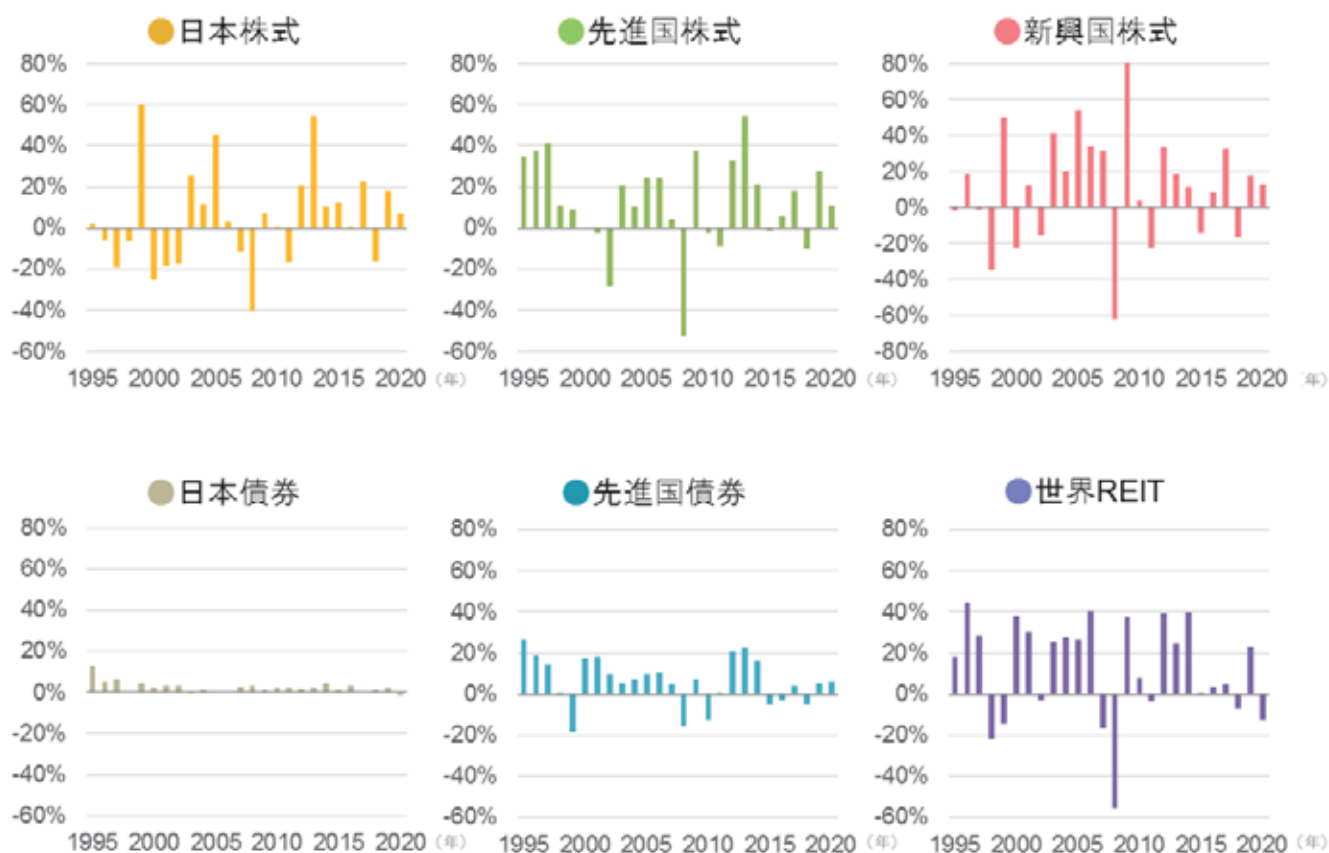
期間：2005 年末～2020 年末

●日本株式：東証株価指数（配当込） ●先進国株式：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込） ●新興国株式：MSCI エマージング・マーケット指数（配当込） ●日本債券：FTSE 日本国債インデックス ●先進国債券：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし） ●新興国債券：JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（ヘッジなし） ●世界 REIT：S&P グローバル REIT 指数（配当込） ※日本株式、日本債券以外はすべて米ドルベースの指数を足利銀行が円換算 ※信頼できると判断したデータをもとに足利銀行が作成 ※データは過去のものであり、将来を約束するものではありません。

年間のリターンをグラフにすると、各資産の変動性の違いが分かります。債券よりも株式の値動きの方が大きく、株式の中でも先進国よりも新興国の値動きが大きかったことが見て取れます。REIT については株式並みの変動性だったと言って良いでしょう。

ちなみに日本以外の資産は為替変動を加味して計算しています。つまり、その年に円高だとマイナス効果、円安だとプラス効果がはたらいっているということです。

●主要資産のこれまでの値動き（単年のリターン）



期間：1994 年末～2020 年末

●日本株式：東証株価指数（配当込） ●先進国株式：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込） ●新興国株式：MSCI エマージング・マーケット指数（配当込） ●日本債券：FTSE 日本国債インデックス ●先進国債券：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし） ●世界 REIT：S&P グローバル REIT 指数（配当込）

※日本株式、日本債券以外はすべて米ドルベースの指数を足利銀行が円換算

※信頼できると判断したデータをもとに足利銀行が作成 ※データは過去のものであり、将来を約束するものではありません。

今回は、投資信託のファンドを選ぶ前段として、「リスク」と「リターン」についてご案内予定です。

～お金のはなし（足利銀行）～

当コラムは、足利銀行が投資信託の仕組みについてお伝えすること等を目的として作成したものであり、特定商品の勧誘資料ではありません。なお、掲載している見解は当コラム作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。●投資信託は、預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を投信会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●当行でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。

【投資リスク】 投資信託は、値動きのある証券（株式、債券など）に投資しますので、市場環境等により基準価額が変動します。なお、新興国の金融市場や政情は一般的に先進国よりも不安定で脆弱な面があり、先進国市場への投資に比べ、より大幅に価額が変動することがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替相場の変動による影響も受けます。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を下回るおそれがあります。

【費用等】 お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料（お申込金額に対し最大 3.3%（税込））がかかります。保有期間中は、信託報酬が日々信託財産から差引かれるほか、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらはファンドにより異なるため具体的な金額等を表示できません。詳細は各ファンドの「契約締結前交付書面（目論見書・補完書面）」にてご確認ください。また、一部のファンドでは換金時に、信託財産留保額が基準価額から差引かれます。手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なるため表示することができませんのでご了承ください。



< 広 告 >

オンラインでつながる資産運用サービス「あしぎんマネーデザイン」



あしぎんマネーデザインは、インターネットを活用したオンライン取引により、さまざまな世代のお客さまに、より身近に金融商品取引をご利用いただくことを目的とした金融商品仲介専門会社です。

「忙しくて銀行の窓口に行けない」「自分のペースで資産運用を検討したい」

「すきま時間にサッと手続きしたい」「インターネットでお得に資産運用をはじめたい」

そんなお客さまの“自分スタイル”で始める将来設計をサポートします。

詳しい内容は、あしぎんマネーデザインの
ホームページにアクセス

URL <https://www.ashigin-md.co.jp>

あしぎんマネーデザイン

検索



会員へのメール配信サービス始めました！

当協会では、行政や関係団体からの法改正や各種研修会の案内等をホームページや郵送等により情報提供を行っておりますが、より早く情報を届けるため、新たな情報発信のツールとして、電子メールでの配信も並行して行うこととなりました。

つきましては、電子メールでの配信を希望される会員は、次の内容を入力して当協会宛にメールくださいますようお願いいたします。

《登録方法のご案内》

■送信先：協会 e-mail info@tochigi-sanpai.or.jp

*メール件名に「メール配信希望、会社名」を入力

*本文に ①会社名、②担当者、役職名、③電話番号、④送信先のメールアドレスを入力
何かご不明な点がございましたら、協会事務局までご連絡ください。TEL028-612-8016

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、3月10日現在、正会員196社・賛助会員22社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016

－編集後記－

年のせいか寒かった冬が過ぎ、ここ数日やっと春らしくなり、公園の梅が満開になりました。オミクロン株のピークは過ぎたようですが、デルタ株の第5波のようなピークアウト現象は見られません。BA・2に代わりつつあるのか、減少傾向にはあるものの、まん延防止等重点措置は21日まで延長されました。

一方、北京オリンピックが終わり、ベラルーシと共同軍事演習をしていたロシア軍がウクライナに侵攻しました。ウクライナでは軍事施設だけでなく、行政施設や通信施設などまでも攻撃され、ウクライナ、ロシア双方で死者が多数出ているようです。それに伴い株価も調整局面に入り、原油はここ数年来の高値を示し、インフレも懸念され、今後どうなってしまうか懸念されます。

今年度もあと1ヶ月を切り、年度内の業務の仕上げ、やり残したことがないか振り返り、忘れ物がないように確認し、新たな新年度を迎えたいと思います。

－事務局だより－

☆ 2月10日（木）

公益社団法人全国産業資源循環連合会全国正会員事務局責任者会議がWeb会議において開催され、湯澤常務理事が参加しました。

☆ 2月17日（木）

青年部関東ブロック幹事会がWeb会議において開催され、五月女部長と山本副部長が出席しました。

☆ 2月24日（木）

2022年度許可等講習会における事務取扱説明会がWeb会議において開催され、藤平主査が出席しました。